

！こんな手口には要注意！

■架空請求詐欺



有料サイトの料金未納についてのEメールが届いた。「料金が支払われなければ訴訟を起こす」などの文章があり、慌てて連絡をすると、多額の料金を請求された。

心当たりの無い内容のEメール等には、返信をしたり記載の電話番号に連絡をしたりしないようにしましょう。

■オレオレ詐欺



息子や孫を名乗って、「会社のお金が入ったかばんをなくしてしまったので、お金を貸してほしい」と電話がかかってきた。

「電話番号が変わった」「風邪で喉の調子が悪い」などと言われたら要注意。家族だけが分かる合い言葉を決めておくとう安心です。

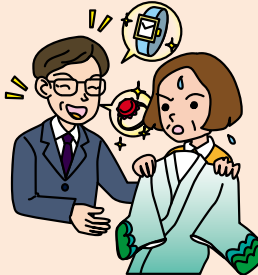
■還付金等詐欺



市や税務署の職員を名乗って、医療費や税金の還付金があると電話がかかってきた。手続き方法を教えるので、携帯電話を持ってATMに行くよう指示された。

還付金がATMで支払われることは絶対にありません。正しい電話番号に確認しましょう。

■訪問購入（押し買い）



不用品を買い取ると電話があり、業者が自宅を訪問。「貴金属はないか」としつこく聞かれ、指輪を数点見せると安い金額で強引に買い取られてしまった。

売りたいときははっきりと断りましょう。契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができ、物品の引き渡しを拒むことができます。

■通信販売の「お試し価格」



お試し価格の健康食品を1回だけのつもりで購入したら、後日再び同じ商品と請求書が届いた。業者に確認すると、「4回の定期購入が条件となっており、途中の解約はできない」と言われた。

購入前に、契約内容や解約条件などをよく確認しましょう。

被害者にならないためのポイント

- 必要がないときは「いりません」ときっぱり断る
- 高額なものの契約や、うまい話には要注意
- その場で判断せずに、家族や友人に相談する
- 約束したことは、契約書に必ず書いてもらう
- 契約書や申込書はよく読んで、内容を確認してから署名・押印をする

出前講座をご利用ください

地域に講師が無料で出向き、被害例や対策をお話しします。

■防犯講座（特殊詐欺対策・一般防犯）

- 対象＝町内会、老人クラブなどの団体 ● 日時＝平日9:00～16:00（曜日、時間についてはお問い合わせください）
- 申込希望日の1カ月前までに、電話またはファクス（開催希望日、開催場所、代表者の氏名、電話番号を記入）で申・問仙台市防犯協会連合会 ☎214・4261、FAX214・1091

■くらしのセミナー（消費生活に関する講座）

- 対象＝町内会や老人クラブなど、市内にお住まいか通勤・通学している方からなるおおむね20人以上の団体 ● 申込希望日の1カ月前までに、電話または消費生活センターで配布する申込用紙（市ホームページからもダウンロード可）で申・問消費生活センター ☎268・7040

今の電話（Eメール）、詐欺かも…と感じたときは

◆最寄りの警察署・交番・駐在所へ

◆警察相談専用電話（24時間対応）

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは ☎#9110

プッシュ回線以外の固定電話、PHSからは ☎266-9110

商品やサービスの契約トラブルなどで困ったときは

◆消費生活センター相談ダイヤル

☎268-7867

相談時間：9:00～18:00

（12月29日～1月3日を除く）

この特集に関するお問い合わせは市民生活課 ☎214・6146、FAX214・1091、消費生活センター ☎268・7040、FAX268・8309



だまされないで！ 特殊詐欺・消費者トラブルに用心を

後を絶たない被害・相談

暮らしを便利で豊かにしてくれるさまざまな商品やサービスがある一方、架空請求などの特殊詐欺の被害が多発しています。また、悪質商法やインターネットに関する消費者トラブルも後を絶ちません。

昨年の市内における特殊詐欺被害の認知件数は190件（平成29年11月末現在）で、平成28年同月比で46件増加。消費生活センターに寄せられた契約トラブルなどに関する苦情相談は、4572件（平成29年11月末速報値）となり、年齢別に見ると70歳以上の高齢者からの相談が増加傾向にあります。自分は大丈夫と思っていても、特殊詐欺や消費者トラブルに巻き込まれる可能性は常に潜んでいます。手口とその対処法を知り、大切な財産を守るよう備えておきましょう。

巧妙化するだましの手口

だましの手口は年々巧妙化・悪質化しています。最近の傾向として、複数の人間が息子・警察官・弁護士などを装ってだます、市役所などの職員を名乗り、還付金等があるとだますなどの手口が多くなっています。また、インターネ

ットサービスの多様化により、スマートフォンアプリ・インターネットサイト利用料等の不当請求や、実在する企業に成り済ました架空請求がメールで届く事例も多く報告されています。そうした手口により、ATM（現金自動預け払い機）に誘導してお金を振り込ませるほか、現金やキャッシュカードを直接受け取りに来たり、電子マネー（プリペイドカード）を購入させ、使用するための番号等を聞き出したりして財産を奪います。

高齢者は特にご注意ください

高齢者は、在宅の時間が長いため、悪質な訪問販売や電話勧誘販売などの被害に遭う確率が高くなります。高齢者のみの世帯が増え、だます側が一時的に話を進めやすい環境にあることや、お金や健康に不安を持つ心理につけ込まれやすいことも要因となります。お金の話が出たら、家には上げさせない、いったん電話を切るなどして、安易に対応しないようにしましょう。怪しい電話への対策は、留守番電話の設定や自動通話録音機能の使用も効果的です。不審な請求や勧誘を受けたら、一人で判断せずに、家族や友人、警察、消費生活センターに相談してください。